

令和8年度

水質検査計画

妹背牛町簡易水道事業

令和8年度水質検査計画書

妹背牛町簡易水道事業

1 水源地域等

本町は、沼田町にある北空知広域水道企業団から昭和60年より浄水受水しております。
令和7年度末の給水区域等につきましては、行政区域内人口2,491人の内給水人口2,050人で普及率82.2%、行政区域面積48.64K^m²の内給水区域面積44.97K^m²であります。

2 水質検査地点

雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地 給水栓

3 検査主体

一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

4 検査頻度及び実施時期

検査頻度については、法令に定められた頻度に基づき実施し、全項目水質検査は年1回実施いたします。(別紙)消毒副生成物・かび臭物質については、年3回(かび臭物質は夏季)実施します。
尚、一般検査については、月1回とし、毎日検査については、1日1回(午前)実施します。

5 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、水道水が以下のような場合により水質基準に適合しない恐れがあるときに実施いたします。

- 1)水源の水質が著しく悪化したとき。
- 2)浄水過程に異常があったとき。
- 3)配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- 4)その他特に必要があると認められたとき。

6 水質異常時の対応

異常が発生した場合は、関係機関と協議するとともに、臨時の水質検査を厚生労働大臣の登録を受けた者に依頼し、(別紙1)水質異常時の対応に基づき、給水を停止するなど適切な対応に当たります。

7 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果は、水質基準との適合状況を含め、広報及び役場内掲示板に貼り出し公開する。

8 水質検査計画の見直し

水質検査の結果に応じて随時、水質検査計画の見直しを行います。

区分	番号	項目名	基準値	浄水水質検査				令和8年									令和9年				
				9項目検査 年11回	かび臭物質 年3回	消毒副生成物 年3回	52項目検査 年1回	4月16日 (木)	5月21日 (木)	6月18日 (木)	7月16日 (木)	8月20日 (木)	9月17日 (木)	10月15日 (木)	11月19日 (木)	12月17日 (木)	1月21日 (木)	2月18日 (木)	3月18日 (木)		
健康に関する項目	病原微生物	1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	●			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		2	大腸菌	検出されないこと	●			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	金属類	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること				●							○						
		4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること				●							○						
		5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること				●							○						
		6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること				●							○						
		7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること				●							○						
		8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること				●							○						
	無機物	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること				●							○						
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること				●							○						
		12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること				●							○						
		13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること				●							○						
	有機物	14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること				●							○						
		15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること				●							○						
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること				●							○						
		17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること				●							○						
		18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること				●							○						
		19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること				●							○						
		20	PFOS及びPFOA	PFOS及びPFOAの量の和として50 ng/l以下				●							○						
		21	ベンゼン	0.01mg/l以下であること				●							○						
	消毒剤・消毒副生物	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること				●							○						○
22		塩素酸	0.6mg/l以下であること				●							○						○	
23		クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること				●							○						○	
24		クロロホルム	0.06mg/l以下であること				●							○						○	
25		ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること				●							○						○	
26		ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること				●							○						○	
27		臭素酸	0.01mg/l以下であること				●							○						○	
28		総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること				●							○						○	
29		トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること				●							○						○	
30		プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること				●							○						○	
31		プロモホルム	0.09mg/l以下であること				●							○						○	
32		ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること				●							○						○	
金属類	33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること				●							○							
	34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること				●							○							
	35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること				●							○							
	36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること				●							○							
	38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること				●							○							
	無機物	37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること				●							○						
		40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること				●							○						
		41	蒸発残留物	500mg/l以下であること				●							○						
有機物	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること				●							○							
	43	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること				●							○	○	○	○				
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること				●							○	○	○	○				
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること				●							○							
その他	46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること				●							○							
	39	塩化物イオン	200mg/l以下であること	●			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること	●			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	48	pH値	5.8以上8.6以下であること	●			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	49	味	異常でないこと	●			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	50	臭気	異常でないこと	●			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	51	色度	5度以下であること	●			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	52	濁度	2度以下であること	●			●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他	色 濁り 残留塩素	ほとんど無色であること ほとんど透明であること 0.1mg/l以上1mg/l以下であること	○ 毎日 ○ 毎日 ○ 毎日	/	/	/															

●は、委託業者 ○は、自己検査
全項目検査を年1回実施するため毎月検査は11回、消毒副生成物、かび臭物質は3回実施。

別紙 1

水質異常時の対応について

1 新基準省令の表中 1 の項から 3 2 の項までの上覧に掲げられる事項

(1) 基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害する恐れがある場合には、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講じる。具体的には次のような場合が考えられる。

- 1 水源又は取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼす恐れのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。
- 2 浄水場以降の過程にある水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼす恐れのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき。
- 3 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき。
- 4 工業用水道の水管等に誤接合されていることが判明したとき。
また、水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超える恐れがある場合は、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止する。
- 5 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合。
- 6 臭気及び味に著しい変化が生じた場合。
- 7 魚が死んで多数浮上した場合。

(2) 関係者への周知

水質に異常が発生したこと又はその恐れが生じたことを、その水が供給される者又は使用する可能性のある者に周知するときは、防災無線、広報車等を用いることなどにより緊急事態にふさわしい方法をとる。

2 新基準省令の表中 3 2 の項から 5 2 の項までの上覧に掲げる事項

基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じる恐れのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきである。なお、色度、濁度のように、健康に関連する項目の水質汚染の可能性を示す項目や、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼす恐れのある項目については、健康に関連する項目に準じて適切に対応する。